

自分の国・憲法は自分で守ろう、軍事力ではなく憲法力と国民の団結力で。占領69年の2014年を主権回復へ始動の年に「平和的で責任ある政府が樹立されたとき、連合国の占領軍は、直ちに日本国から撤退しなければならない」ポツダム宣言

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

- 住所(東京) : 〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001
- 沖縄連絡先 : 池宮城紀夫 (弁護士)
沖縄県那覇市樋川1-16-38 那覇第1法律事務所
- 電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(平山基生)
- メール : kusanone@world.ocn.ne.jp
- ホームページ : [http:// www.kusanone.org](http://www.kusanone.org)
- 郵便振替口座 : 00190-5-611535 (主権回復カンパ 随時大歓迎)

日本は独立国ですか？

中国、北朝鮮が攻め込む前に、すでに米軍に攻めこまれて69年
日本沖縄を独立国のように見せかける「自衛」という言葉の落とし穴。
米軍と基地は占領の継続で、日本は米の属国です。基地をなくし

**憲法9条違反の「戦力」米軍を撤退させ
主権を回復することこそが真の自衛です**



高校の同窓生と会う機会がありました。彼に、「集団的自衛権のことをどう思う？」と聞きました。「中国が怖いから、必要かもしれないなあ」と同窓生。私は、「日本沖縄は、米軍に占領されて69年になります。中国に侵

略されると言う前に、既に侵略している米軍を撤退させることこそが、日本沖縄を守ることではないですか」と言いました。

「なるほど。そのことは今まで考えたことがなかった」と彼。

「米軍は、この69年間日本を唯の一度も守ったことはありません。それどころか、日本沖縄駐留の米軍は、朝鮮やベトナムや、アフガニスタン、イラクその他諸国侵略の軍隊でしたし、基地は侵略の拠点でした」と私。

「多数の日本人は、以前はソ連、今は、中国や北朝鮮が攻めてくるから、日本を守ってもらうために日本にいてもらわなければならない、とマインドコントロールされています。しかし、米軍自身が占領軍であって、日本に攻め込んできて69年になる軍隊だと言うことに日本人が、気がつかなくさせられています。日本人は米軍を日本国民を守ってくれる『警官』だと思っています。しかし、極端だと聞こえるかもしれませんが、実は米軍は『強盗』なのです。沖縄県民は身近に米軍からの被害を受け続けているので、米軍が県民を守ってくれているとは、さすがに思っていません。米軍を『強盗』に例えると、言い過ぎだと思う人が多いでしょう。しかし、イラク、アフガニスタン、ベトナム、朝鮮での実績は、米軍は、強盗そのものです」

私の話は、この時はここで終わりました。

最初の解釈改憲—「外国の戦力は戦力ではない」

「米軍は外国の軍隊だから憲法9条が禁止している戦力ではない」という奇妙キテレツな「理論」は、日本国内では、1959年12月16日の田中耕太郎最高裁長官の下で判決されたいわゆる砂川事件判決が最初のものであると理解されています。事実上、違えます。それは、最高裁砂川判決の10年も前の1949年11月に、米務省での会議に始まりました。米政府の対日講和条約締結政策と米軍の「日本沖縄」駐留維持政策を両立させるため、務省特別補佐官で国際法学者であるジョン・B・ハワードが、苦肉の策として「案出」したのが、9条で禁じられているのは、「日本の戦力」であって、それ以外の各種のケースの戦力では

ない、と言う「理論」でした。それは、次のような「理論」でした。

「日本国以外によって維持され使用される軍事基地を日本に可能にするのは、憲法の範囲内であって日本が軍隊または「戦力」の保持を求めたことにはならない。そのような憲法解釈には次のことが含まれる。すなわち、日本が保有しないという「戦力」とは日本の戦力であって、（中略）アメリカとの協定により保持される戦力ではない」（「1950年3月3日、ジョン・ハワード、主題：軍事制裁に対する日本の戦争放棄の影響、極秘」から。

『対米従属の正体』末浪靖司 P51～52)

憲法9条で言う「戦力」は、「日本国の戦力」はこれを保持しない、などとはどこにも書かれていません。日本国憲法は、戦争を放棄し、そのための戦力を保持しないとしているのであって、世界最強の陸海空軍が勝手に祖国「日本沖縄」の陸、空、海を使用して何百万の外国人を殺す米軍の戦争戦力が日本国憲法が禁じている戦力ではない、などと言うことは到底できません。

第2の解釈改憲—「自衛隊は戦力ではない」

自衛隊は、1950年8月10日に、警察予備隊と言う名称で米占領軍の命令によって設置され、1952年に保安隊に改組されました。これが1954年7月自衛隊になりました。この歴史が示すように、憲法9条に違反する「戦力」ではないことを装うため、米占領軍は「警察予備隊」と名づけて、発足させました。しかし、陸海空軍をもつ違憲の「戦力」であることは明白であるにもかかわらず、戦闘地域に行かないからなどと言う詭弁で、解釈改憲を行ってきたのが、歴代の内閣法制局でした。

第3の解釈壊憲—「日本が攻められなくても戦争を」

今安倍暴走内閣がクーデターともいうべきやり方でやろうとしている「集団的自衛権」行使閣議容認という立憲主義の破壊は、第3の解釈改憲であり、「壊」憲です。(H)